

## 地方議員選挙にも規定ビラの使用を認めるよう、公職選挙法の改正を求める意見書

本年（平成 25 年）夏の参議院議員選挙に向けて、インターネットを使った選挙運動を解禁する公職選挙法を改正する動きが進んでいる。この選挙運動におけるインターネット解禁の法改正は、その後の国政選挙に限らず地方議員の選挙にも同様に適用されるものと考えている。

他方、現行の公職選挙法の文書図画の頒布規定において、国会議員にはその選挙運動のために規定ビラの使用が許されるが、地方議員の選挙運動には認められておらず、国と地方において著しい格差がある。言うまでもなく、地方議員の選挙運動においても、候補者がその政策や識見をビラの形で表現することは国政選挙に劣らず重要な課題である。

わが国の隅々で地道な活動を日夜行なっている地方議員に対して、国会議員と格差なく正しい配慮があつてこそ、真の地方の時代が訪れることはいうまでもない。

よって、町田市議会は、地方と国が同等の時代に即した公平な地方自治が推進するため、地方議員選挙にも規定ビラの使用が認められるように、公職選挙法の文書図画の頒布規定に関する改正を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。